

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契136
- (2) 調達件名及び数量 エアコン 11台
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 納入期限 令和6年4月30日
- (4) 納入場所 国立大学法人大阪大学大学院理学研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1 大阪大学本部事務機構2階
国立大学法人大阪大学 財務部契約課 政府調達係
電話 06-6879-4006
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和6年3月5日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

供給すべき物品の表示 エアコン 11台

(内訳は別紙購入物品一覧表のとおり)

1. 受注者は、本仕様書及び図面に基づいて物品の供給を行うものとする。
2. 物品は、国立大学法人大阪大学理学研究科 H 棟 3 階 H313、H315、H317、H319、H321、H322、H323、H324、H325、H326、H327 号室に納入するものとする。
3. 物品の納入期限は令和 6 年 4 月 30 日までとする。
4. 代金は、物品の検収後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
5. 本契約は、国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。
6. その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

(詳細仕様)

1. 別紙「撤去物品一覧表」・「撤去図」のとおり、各部屋の既設マルチエアコン室内機を撤去し、冷媒等ガス回収・廃棄処理を行うこと。
2. 別紙「購入物品一覧表」・「配置図」のとおり、各部屋にエアコン、標準パネル、リモコンを設置すること。但し、H322 号室、H324 号室については既設室内機が 2 台あるため、窓側の室内機を更新すること。廊下側の既設室内機については、既設のままとすること。
3. 新規マルチエアコン用として、3 階 H313 号室内に新たに電源盤を設けること。電源の場所は別添「冷媒配管・電気配線 計画図」の通りとすること。また、屋上にて使用していた既設電源（電力）を利用すること。
4. 冷媒配管・電気配線、室外機の設置場所は別添「冷媒配管・電気配線 計画図」の通りとすること。ただし、大学側と協議の上、軽微な変更を行うことは差し支えない。
5. 既設の室外機はそのまま置いておき、既設室内機（ただし H322、H324 の取替をしない室内機は除く）、各室内から取り除くことができる既設冷媒・ドレン配管は撤去排出処分を行うこと。
6. なお、切り残った冷媒・ドレン配管の口は放置せず適切な処理をしておくこと。
7. 各室外機・室内機について配線接続およびドレン接続を行い、動作確認を行うこと。
8. 各機器について、必要に応じて冷媒を充填すること。
9. その他、上記の作業に係る工事・搬入・据付・配線・撤去・調整作業のすべての費用を含むこと。

以 上

購入物品一覧表

整理番号	配置図 図面番号	品名	A案（三菱電機株式会社製）			B案（株式会社日立製作所製）			設置場所
			品名	数量	型番	品名	数量	型番	
1	①	室外機	ビル用マルチエアコン室外ユニット	1	PUSY-FP80MH2	室外ユニットフレックスマルチ-mini	1	RAS-AP80SSM	バルコニー（H313号室、H315号室用）
2	②	室内機	ビル用マルチエアコン室内ユニット	1	PLFY-P45HMG9	室内ユニットてんかせ4方向（GP型）	1	RCI-GP45K3	H313号室
3	③	室内機	ビル用マルチエアコン室内ユニット	1	PLFY-P36HMG9	室内ユニットてんかせ4方向（GP型）	1	RCI-GP36K3	H315号室
4	④	室外機	ビル用マルチエアコン室外ユニット	1	PUSY-FP80MH2	室外ユニットフレックスマルチ-mini	1	RAS-AP80SSM	バルコニー（H317号室、H319号室用）
5	⑤	室内機	ビル用マルチエアコン室内ユニット	1	PLFY-P36HMG9	室内ユニットてんかせ4方向（GP型）	1	RCI-GP36K3	H317号室
6	⑥	室内機	ビル用マルチエアコン室内ユニット	1	PLFY-P45HMG9	室内ユニットてんかせ4方向（GP型）	1	RCI-GP45K3	H319号室
7	⑦	室外機	ビル用マルチエアコン室外ユニット	1	PUSY-FP224MH2	室外ユニットフレックスマルチ-mini	1	RAS-AP224SSM	バルコニー（H321、H323、H325、H326、 H327号室用）
8	⑧	室内機	ビル用マルチエアコン室内ユニット	5	PLFY-P45HMG9	室内ユニットてんかせ4方向（GP型）	5	RCI-GP45K3	H321、H323、H325、H326、H327号室
9	⑨	室外機	ビル用マルチエアコン室外ユニット	1	PUSY-FP80MH2	室外ユニットフレックスマルチ-mini	1	RAS-AP80SSM	バルコニー（H322号室、H324号室用）
10	⑩	室内機	ビル用マルチエアコン室内ユニット	1	PLFY-P36HMG9	室内ユニットてんかせ4方向（GP型）	1	RCI-GP36K3	H322号室
11	⑪	室内機	ビル用マルチエアコン室内ユニット	1	PLFY-P45HMG9	室内ユニットてんかせ4方向（GP型）	1	RCI-GP45K3	H324号室
12	⑫	標準パネル	店舗・事務所用パッケージエアコン標準パネル	11	PLP-P160HWH	オプションパネル	11	P-AP160NA4	H313、H315、H317、H319、H321、H322、 H323、H324、H325、H326、H327号室
13	⑬	リモコン	MAリモコン	8	PAR-45MA	オプションリモコン	8	PC-ARFG2	H313、H315、H317、H319、H322、H324、 H325、H326号室
14						リニューアルキット	3	TRF-NP160S1	①④⑨用
15						リニューアルキット	1	MRF-NP335S1	⑦用

※A案もしくはB案のいずれかを選択するものとする。

撤去機器一覧表

番号	撤去図 図面番号	品名	数量	型番	
1	①	天カセ4方向室内機	3	FDTP36HKXD3	H313、H317、H319号室
2	②	天カセ4方向室内機	7	FDTP45HKXD3	H315、H321、H323、H324、H325、H326、H327号室
3	③	天カセ4方向室内機	1	FDTP56HKXD3	H322号室
4	④	リモコン	8	PC-ARFG2	H313、H315、H317、H319、H322、H324、H325、H326号室

※室内機を取り外す際は、化粧パネルも併せて取り外すものとする。

見 積 書

調達番号： 財契136

調達件名： エアコン 11台

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

物品供給契約書（案）

供給すべき物品の表示：エアコン 11台
(内訳は別紙のとおり)

代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学財務部理事 福田 祐一 と供給者 との間において、上記の物品（以下「物品」という。）について、上記の代金額で、供給契約を結ぶものとする。

- 第1条 供給者は、発注者に対し、別冊の仕様書に基づき、物品の供給をするものとする。
- 第2条 物品は、国立大学法人大阪大学大学院理学研究科に納入するものとする。
- 第3条 物品の納入期限は、令和6年4月30日とする。
- 第4条 納品書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課政府調達係に送付すべきものとする。
- 第5条 代金は、1回に支払うものとする。
- 第6条 代金は、検収後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第7条 契約保証金は、免除する。
- 第8条 この契約について必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。
- 第9条 この契約について発注者と供給者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。
- 第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び供給者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

(以下は、電子署名を行う場合)

上記契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

令和 年 月 日

発注者 吹田市山田丘1番1号
国立大学法人大阪大学財務部
理事 福田 祐一

供給者